

### 1 経緯

令和2年度において、東京DMAT運営要綱を改正し、医療機関の支援活動及び対策本部等の支援について東京DMATの活動として明文化した。

今後、東京DMATが数々の災害対応等で培ってきた経験と知見を最大限活かし、より一層の体制強化を図れるよう、具体的な活動内容等を検討するため、企画調整小委員会所掌事項の一部を検討する下部組織として、東京DMATの企画調整小委員会設置運営要領第11（委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める）に基づき、具体的な活動内容等の検討を行う部会を設置する。

### 2 目的及び検討事項

主に下記事項について検討し、体制の強化を図る。

- (1) 運営要綱等の改正における具体的な活動内容及び教育について
  - ア 医療機関に対する支援活動
    - ・支援内容（医療機関の機能維持、転院調整等の具体的な内容）
    - ・支援範囲（風水害等への対応等）
  - イ 教育へのリンク
    - ・隊員養成研修等における教育内容等
- (2) 東京DMATに関わる所要の課題について  
現場携行用医薬品の見直し等
- (3) その他必要と認める事項

### 3 所掌事項及びスケジュール

企画調整小委員会委員長が指定する上記事項について検討し、その結果を企画調整小委員会等に報告する。

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月
検討部会	※ 年内に2回または3回の開催を予定											
各委員会等		養成研修				事後検証 活動教育			養成・インスト研修		更新時研修	
		←→				←→			←→		←→	

### 4 委員委嘱

東京DMATの活動に精通する者から、企画調整小委員会委員長が推薦する者に委嘱する。  
委嘱予定者は、別途調整する。

### 5 委員の任期

委嘱の日から1年とする。